

徳島県告示第百三十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和七年三月十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類		廃止の届出	
名称	所在地	名称	所在地	種類	の受理日	年月日	廃止
レリーフ株式会社	徳島市沖浜町明治開三四二	トマト調剤薬局上板店	板野郡上板町西分字君ノ木七番三	居宅療養管理指導	令和七年一月八日	令和七年一月二十四日	
医療法人三輝会	同 南田宮四丁目三番九号	稲山病院	徳島市南田宮四丁目三番九号	同	令和六年十二月二十七日	同 三十一日	
那賀町に陽はまた昇る株式会社	那賀郡那賀町仁宇字学原二一六番地三	デイサービスセンター・オレンジエクスプレス	阿南市羽ノ浦町古庄大坪原四二七	通所介護	同 二十日	同	
医療法人中谷医院	名西郡神山町神領字西野間一一	中谷医院	名西郡神山町神領字西野間二二二一	短期入所療養介護	同 二十三日	同 一日	二月